参考6

農林水産業・地域の活力創造プラン(抜粋)

平成25年12月10日決定平成29年12月8日改訂農林水産業・地域の活力創造本部

Ⅲ 政策の展開方向

8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「林業の成 長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」(別紙7)に基づき、以 下の措置を講ずる。

- 市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力ある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する。その際、生産性の高い森林については、新システムを構築した地域を中心として路網整備等の重点化を図る。
- ・ 川上から川下までのサプライチェーンを繋ぎ、コスト削減を進めつつ、マーケットインの発想で高付加価値な木材を供給する体制を実現する。また、新たな木材需要の創出を図るほか、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承する。

<目標>

- 〇 国産材の供給量を2025年までに4,000万㎡に増加(2009年:1,800万㎡)
- 2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施
- 〇 CLT(直交集成板)について2024年度までに年間50万㎡程度の生産体制を構築

<展開する施策>

- ① 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等
- ② CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- ③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
- ④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など 森林の多面的機能の維持・向上

V 具体的施策

- 8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
 - ① 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等
 - ・ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」(別紙7)に即して、新たな森林管理システムの構築に向けて、次期通常国会に関連法案を提出するとともに、木材の生産流通構造改革等を推進
 - ② CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
 - ・ CLTや中高層建築・防火地域等でも使用可能な耐火部材の開発・普及、公共建築物の木造化の支援等による木材利用、地域材等を活用した 良質な木造住宅の整備を推進
 - ・ まとまった需要を確保して量産化を進め、コストを下げることにより、さらなるCLT需要を生み出すため、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議が作成した新たなロードマップに沿って、CLTを用いた建築物の一般的な設計法や施工方法等の普及など、CLTの建築材料としての普及を推進
 - ・ 木造住宅の主な担い手である大工技能者の減少及び高齢化に対応する人材育成や技術力向上、中高層木造建築物の担い手の育成に資する 取組を推進
 - ③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
 - 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築等により、地域材の利用を促進
 - ・ セルロースナノファイバーの研究開発等によるマテリアル利用の促進に 向けた取組を推進
 - ・ 木材製品等の輸出を促進
 - ④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の 多面的機能の維持・向上
 - ・ 適切な森林の整備・保全等を通じて森林吸収源対策を推進、成長に優れた苗木等を開発
 - 鳥獣被害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じて「緑の国土強靱 化」を推進
 - 地域住民等による日常的な森林管理活動を推進

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について

- 1. 新たな森林管理システムに関する事項
- (1) 市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設 川上の森林経営の目指すべき方向の実現に向けて、次に掲げる事項を骨 格とする新たな森林管理システムを構築する。
- ① 森林所有者の森林管理の責務を明確化
- ② 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を 受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・ 集約化
- ③ 市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が間伐等の公的管理
- (2) 森林管理委託の実効性を担保する森林所有者責任の明確化 森林所有者の森林管理に係る責務を明確化するに当たっては、
- ① 適切な時期における森林の伐採、造林、間伐の実施など森林所有者が 果たすべき、森林の適正な管理と効率的利用に関する責務を明確化する
- ② その上で、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあっては、 市町村への管理委託が進む十分な動機づけとなるような仕組みとする
- ③ 自ら責務を果たす意向を示したにも関わらず一定期間、責務が果たされない場合には、裁定等により迅速に市町村の管理に委ねるなど、実効ある仕組みとする
- (3)経営の集積・集約化に当たっての留意事項 経営の集積・集約化を進める際には、
- ① 様々な森林の管理委託を受ける市町村が意欲と能力のある林業経営体 を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の 高い林業経営を促す仕組みとする
- ② 民間に委ねる生産性の高い森林については、この新システムを構築した地域を中心として、森林作業道だけでなく基幹的な道も含めたネットワークを構築する路網整備を、森林整備事業も活用して進めるとともに、高性能林業機械の導入を重点的に推進する

- (4) 市町村による森林の公的管理のあり方 市町村が公的管理を行う際には、
- ① 林業生産林としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進める
- ② 民間事業者にできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにする

(5) 市町村行政の補完等のための仕組みの整備

市町村の森林・林業行政については、林業の専門家を効果的に活用することに加え、その体制が脆弱である場合、市町村域を超えて森林の管理を行うことが効率的である場合など一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みとする。また、新システムを円滑に機能させるために人材育成など広域的に行った方が効率的な業務については、都道府県による更なる取組も検討する。なお、いずれの場合にも、民間事業者の能力を活かせる場合には、積極的に活用する。

(6) 新システムの遂行に要する財源の確保

市町村が行う公的管理や、この新システムを円滑に機能させるためのその他の業務が適切に遂行されるよう、別途創設に向けて検討するとされている森林環境税(仮称)を活用することが考えられる。

(7) 国有林事業との連携

国有林については、民有林に関するこの新たな森林管理システムが効率 的に機能するよう、以下の事項に取り組む。

- ① 林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有 林への技術普及などの民有林との連携
- ② 新システムの対象となる意欲と能力のある林業経営体への国有林野事業の受注等の機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営体情報の市町村に対する提供

(8) 所有者不明森林への対応強化

新システムの構築にあわせ所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるようにする。

- 2. 新たな森林管理システムを活かし林業の成長産業化を進めるために対応 するその他の事項
- (1) 木材の生産流通構造改革を進めること

川上における対策に併せ、経済性のある森林の見極めと路網整備等の重点化を更に進めつつ、川上から川下までの連携強化を進め、海外に比べ高い流通コストの削減や木材需要の拡大を図るため、以下のような方向で引き続き施策を検討する。

- ① 川上から川下までを網羅し、かつ長期・大ロットでの事業展開が可能な事業者を軸とした、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方策を検討、実施する
- ② ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化、市場情報のサプライチェーンを通じた共有による作業効率や付加価値の抜本的向上などを促進する方策を検討、実施する
- ③ サプライチェーンに携わる多様な担い手や消費者が、森林の機能、成長段階、利用状況等を把握、理解できるような情報の整理、集約の方策を検討する
- ④ 森林組合との連携や加工・流通の合理化を進めるとともに、高付加価値な木材市場を切り開く加工事業者の市場に即応した林業経営への進出や、市場を見据えた林業経営体の川下事業への展開を促進するなど、林業の成長産業化に向けた生産流通構造改革の担い手に政策資源を重点化する
- (2) 木材の利活用を過度に制限している規制・基準等を見直すこと

民間事業者の自立的な林業経営により生産される質の高い木材や日本固有の樹種が最大限有効活用されるよう、利活用を過度に制限する規制・基準などの改革を進める。具体的には、建築物の強度や、防耐火性能、公共施設など公衆が利用する建築物に関する規制や基準などについて、最新の技術動向や海外比較等に基づき、幅広く見直すことを引き続き検討する。

(3) 国有林に関する検討

国有林については、林野庁において、民間事業者が長期・大ロットで伐採から販売までを一括して行う手法の提案募集・検証が進められている。 その成果を活かし、速やかに改善提案を踏まえた課題の整理を行うととも に、民間活力の導入に関し検討を開始する。

3. 今後の取組

新たな森林管理システムによる森林経営・管理の集約化は、多くの森林が主伐期を迎える中で喫緊の課題となっている。このため、早急に成案を得て実現を目指す。

また、新たな森林管理システムを真に機能させるためには、これを補完する2.で示した事項への対応も必要である。

その際、農林水産省を中心に、新たな森林管理システムを活かし、林業を真の成長産業へと転換させるビジョンと適切なKPIを用いて時期を明示した具体的な成長の目標の設定、その目標の実現に向けた施策の工程表を引き続き検討し、平成30年央までに結論を得て、具体策を講ずる。また、当該目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。